

西東京市競争入札等参加者心得（電子入札）

令和6年7月1日適用

（通則）

第1条 西東京市（以下「市」という。）が契約を締結するに当たり、西東京市契約事務規則（平成13年西東京市規則第58号。以下「規則」という。）第2条第6号に定める東京電子自治体共同運営が提供する電子調達サービスの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施する、価格の競争を伴う随意契約（以下「見積合せ」という。）又は競争入札（以下「入札」という。）の取扱いについては、規則その他の関連法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

（資料等の確認）

第2条 見積合せ又は入札（以下「入札等」という。）に参加する者（以下「参加者」という。）は、仕様書、図面、契約書案、現場等（以下「入札等資料」という。）を確認の上、入札等に参加しなければならない。

2 この入札等が工事についての請負契約に関するものであるときは、別添「西東京市と契約を締結する際の施工体制について（依頼）」を確認の上、入札等に参加しなければならない。

（入札書又は見積書の提出）

第3条 参加者は、入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）を電子入札システムにより作成し、指名通知書等に示した日時までに提出しなければならない。ただし、この日時までに電子入札システムのサーバに入札書等が到達しないときは、理由のいかんを問わず、当該入札等に参加することはできない。

2 参加者は、提出した入札書等を書換え、引換え又は撤回することができない。

3 参加者は、入札等資料について疑義が生じたときは、指名通知書等に示した日時までに電子入札システムにより質疑をすることができる。

（辞退）

第4条 参加者は、指名の通知を受けてから入札書等を提出する前までは、入札等を辞退することができる。

2 参加者は、入札等を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。

3 前項の規定により辞退した者は、辞退届を撤回し、再び当該入札等に参加することができない。

4 第2項の規定により辞退した者は、入札等資料を速やかに廃棄又は消去しなければならない。ただし、電子入札システムによらずに配布した入札等資料があるときは、市に返却の必要がないことを確認した上で廃棄しなければならない。

5 第2項の規定により辞退した者は、入札等を辞退したことにより、今後の指名等について不利な取扱いを受けるものではない。

（中断又は中止）

第5条 参加者が連合し、不穩の行動をなす等、入札等を公正に実施することができないと認められるときは、当該参加者を参加させずに入札等を実施し、又は入札等を中断若しくは中止とする。

2 次の各号のいずれかを理由として、入札等の実施を中断又は中止とすることがある。

（1）災害、その他緊急事態が発生したとき。

（2）電子入札システムにシステム障害が発生したとき。

（3）入札等に参加する資格を有する者又は参加者が、1者になったとき。ただし、指名通知等において入札等が成立するために必要な参加者の数を示した場合は、その数に満たなかったとき。

（4）前項及び前3号のほか、やむを得ない事由があるとき。

（参加要件）

第6条 参加者は、次の要件を具備していなければならない。

（1）引き続き1年以上その営業を行っていること。

（2）国税又は地方税を納付していること。

（資格確認及び指名の取消し）

第7条 参加者が、指名通知等の通知後に次のいずれかに該当したときは、一般競争入札の参加資格の確認及び入札等の指名は、市において特別な理由がある場合を除くほか、これを取り消す。

（1）西東京市指名停止基準（平成13年5月14日付13西総契第12号）に基づく指名停止を受けたとき。

（2）西東京市契約における暴力団排除措置要綱（平成26年2月3日付25西総契第157号。以下「暴力団排除措置要綱」という。）第3第1項に基づく入札参加排除措置を受けたとき。

(無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札等は、無効とする。

- (1) 入札等に参加する資格のない者のした入札等
- (2) 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札。ただし、指名通知書等で、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないことを示したときを除く。
- (3) 入札書等の記載事項が不明瞭である入札等
- (4) 入札書等に、記名押印に相当する電磁的記録による認証がない入札等
- (5) 予定価格を事前公表した入札において、予定価格を超える金額で行った入札
- (6) 第10条に規定する再度の入札等において、前回の入札等で最低価格となった金額以上で行った入札等
- (7) 電子入札システム又は電子証明書の不正使用による入札等
- (8) 暴力団排除措置要綱第3第1項に基づく入札参加排除措置を受けた者のした入札
- (9) その他入札等に関する条件に違反した入札等

(落札及び最低制限価格)

第9条 入札等を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札等を行った者を落札者とする。ただし、市の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円以上の工事又は製造その他についての請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(再度の入札等)

第10条 開札をした結果、予定価格の制限に達した価格の入札等がないときは、直ちに再度の入札等を行うものとする。この場合において、再度の入札等の回数は案件ごとに設定するものとし、2回を限度とする。ただし、単価に係る入札等については、再度の入札等を行わない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、再度の入札等に参加できない。

- (1) 当該入札等を辞退した者
- (2) 当該入札等に参加しなかった者
- (3) 当該入札等で第8条に規定する無効となる入札等をした者
- (4) 当該入札で最低制限価格を設けた入札のときは、最低制限価格未満の金額で入札を行った者

3 第1項の規定にかかわらず、予定価格を事前に公表して行った入札については、再度の入札は行わない。

(くじによる決定)

第11条 落札となるべき価格の入札等を行った者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札等を行った者が入札書等の作成時に入力した、くじ番号を用いて、落札者を決定する。

(契約保証金の免除)

第12条 落札者は、落札決定後、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を速やかに納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 落札者は、前項ただし書の場合において、履行保証保険契約を締結したことにより免除されたときは、当該履行保証保険契約の保険証券を提出しなければならない。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札決定の告知を受けた日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に契約を締結しなければならない。

(異議申立て)

第14条 入札等を行った者は、入札等の後、この心得及び入札等資料について不知であること又は不明な点があることを理由に、異議を申し立てることはできない。

(労働環境の確保)

第15条 参加者は、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、適正な労働環境の確保に努めなければならない。

(建設業退職金共済制度への加入促進)

第16条 建設業退職金共済事業制度に未加入の事業所は、当該制度への加入促進に努めなければならない。

（日雇労働者の雇用）

第17条 請負契約又は委託契約を行った事業所で、普通作業員及び軽作業員を使用するときは、公共職業安定所が紹介する日雇労働者を雇い入れるよう努めなければならない。

（自動車の定期点検整備）

第18条 落札者は、自動車を使用するときは、道路運送車両法により義務付けられている定期点検整備を実施した自動車を使用しなければならない。